

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年1月23日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成21年12月18日 裁判所HP

平成21年(受)第35号 債務不存在確認等 遺言無効確認等請求事件(破棄差戻し)

遺留分減殺請求を受けた受遺者が、民法1041条所定の価額を弁償する旨の意思表示をしたが、目的物の現物返還請求も価額弁償請求も受けていない場合における、受遺者の提起した弁償すべき額の確定を求める訴えには、受遺者等においておよそ価額を弁償する能力を有しないなどの特段の事情がない限り、確認の利益がある。

(理由)

遺留分権利者が受遺者等に対して遺留分減殺請求権を行使したが、いまだ価額弁償請求権を確定的に取得していない段階においては、受遺者等は、遺留分権利者に帰属した目的物の価額を弁償し、又はその履行の提供をすることを解除条件として、上記目的物の返還義務を負うものということができ、このような解除条件付きの義務の内容は、条件の内容を含めて現在の法律関係というに妨げなく、確認の対象としての適格に欠けるところはない。

遺留分減殺請求を受けた受遺者等が民法1041条所定の価額を弁償し、又はその履行の提供をして目的物の返還義務を免れたいと考えたととしても、弁償すべき額につき争いがあるときには、遺留分算定の基礎となる遺産の範囲、遺留分権利者に帰属した持分割合及びその価額を確定するためには、裁判等の手続において厳密な検討を加えなくてはならないのが通常であり、弁償すべき額についての裁判所の判断なくしては、受遺者等が自ら上記価額を弁償し、又はその履行の提供をして遺留分減殺に基づく目的物の返還義務を免れることが事実上不可能となりかねないことは容易に想定される。

弁償すべき額が裁判所の判断により確定されることは、上記のような受遺者等の法律上の地位に現に生じている不安定な状況を除去するために有効、適切であり、受遺者等において遺留分減殺に係る目的物を返還することと選択的に価額弁償をすることを認めた民法1041条の規定の趣旨にも沿うものである。

そして、受遺者等が弁償すべき額が判決によって確定されたときはこれを速やかに支払う意思がある旨を表明して、上記の額の確定を求める訴えを提起した場合には、受遺者等がおよそ価額を弁償する能力を有しないなどの特段の事情がない限り、通常は上記判決確定後速やかに価額弁償がされることが期待できるし、他方、遺留分権利者においては、速やかに目的物の現物返還請求権又は価額弁償請求権を自ら行使することにより、上記訴えに係る訴訟の口頭弁論終結の時と現実に価額の弁償がされる時との間に隔たりが生じるのを防ぐことができるのであるから、価額弁償における価額算定の基準時は現実に弁償がされる時であること(最高裁判昭和50年(オ)第920号同51年8月30日第二小法廷判決・民集30巻7号768頁参照)を考慮しても、上記訴えに係る訴訟において、この時に最も接した時点である事実審の口頭弁論終結の時を基準として、その額を確定する利益が否定されるものではない。

(2) 大阪高決平成19年6月7日 判例タイムズ1276号338頁

平成19年(ラ)第223号 間接強制審判に対する執行抗告事件(抗告棄却)

抗告人(妻)が相手方(夫)との間で、未成年の長男Aの親権者を抗告人と定めて協議離婚をし、抗告人が相手方に対しAと毎週1回10時間程度、面接交渉することを認める等の内容の調停が成立したが、抗告人が相手方の面接交渉の申し入れを拒絶し、相手方が履行勧告の申立てをしたものの面接が実現しなかったため、調停条項に基づき面接交渉の間接強制を申立て、原審判が申立てを認容して間接強制を命じた。そこで、抗告人が執行抗告をしたが、本決定は、子と父との面接交渉が直ちに子の福祉に反するものではなく、面接交渉の実現を約する調停が成立した以上、抗告人には調停条項に従って面接交渉を実現する義務があり、これを強制することが許されないとはいえないとの前提に立ち、本件の面接交渉を定めた条項が「認める」との文言であってもその内容を全体としてみれば給付条項として合意されたと解することができるのであり、内容に幅があるとしても間接強制を命ずることに問題はないと判断して、間接強制を命じた原審判を維持した。

(3) 東京高判平成19年12月6日 判例タイムズ1293号150頁

平成19年(ネ)第13号 車両撤去土地明渡等請求控訴事件(控訴棄却・上告、上告受理申立)

本件で、駐車場の賃貸人Xは、賃借人Bに対し、駐車場料金の未払いを理由に契約を解除したが、その後も車両が駐車されており、さらにBが行方不明となったため、Xはオートローン契約に基づき車両の所有権を留保しているYに対し、駐車場(土地)の所有権に基づき車両を撤去し土地を明け渡すことを求めた。本判決は、オートローン契約の内容に照らすと車両の占有使用権を含む通常の所有権がYにあるとはいえないこと、Yは車両については担保権の内容たる価値を支配しているにすぎず、車両を現実に使用していないこと、Bが立替払債務の不履行により期限の利益を喪失した後もBから車両を引き揚げて占有保管すべき義務があるとはいえないこと等から、Yは社会通念上車両を事実上支配しているとはいえないとし、請求棄却の原判決を維持し、控訴を棄却した。

(4) 大阪高判平成21年8月27日 金法1887号117頁

平成20年(ネ)第474号 更新料返還等請求控訴事件、平成20年(ネ)第1023号 賃料請求反訴事件

契約期間満了より、賃貸人においては6ヶ月前、借人は1ヶ月前までに更新拒絶の申出をしない限り、更新継続されるものとし、この場合には、契約書記載の更新料10万円を支払う

旨の条項がある賃貸借契約において、賃借人が、賃貸人に対し、更新料の支払合意が消費者契約法10条に反し無効であると主張して、既に支払った更新料等の返還を求めた事案。

本判決は、本件更新料の法的性質について、更新料拒絶が想定されていない本件では、更新料が更新拒絶権放棄の対価の性質を持つとの説明は困難である、契約期間が1年間である本件の事案においては賃借権強化の対価と見ることも難しい、加えて、更新料を賃料の補充とみることもできないとして、更新料の支払合意が消費者契約法10条に反し無効であると主張して、既に支払った更新料の返還を求めた事案。

(5) 大阪高判平成21年10月29日 金法1887号117頁
平成21年(ホ)第1211号 更新料返還等請求控訴事件

賃貸人・賃借人のいずれからも契約期間満了の1か月前までに書面による異議申出がない場合には、さらに契約が2年間更新されるものとし、以後も同様とした上で、契約更新に際して旧賃料の2ヶ月分を支払う旨の条項がある賃貸借契約において、賃借人が、賃貸人に対し、更新料の支払合意が消費者契約法10条に反し無効であると主張して、既に支払った更新料の返還を求めた事案。

本判決は、本件更新料の法的性質について、本件更新料は、賃貸事業上の収益の1つとして賃借権設定の対価の追加ないし補充充分と解するのが相当であるとしたうえで、賃借人の不利益については、支払うべき更新料は礼金よりも金額的に相当程度抑えられており、適正な金額にとどまっているということができる上、仮に更新料が存在しなかったとすれば月額賃料が高額になっていた可能性があるとして、本件更新料支払条項設定されていたことによって、賃借人が信義則に反する程度にまで一方的に不利益を受けていたということではなく、これを無効とすることはできないとした。

(6) 名古屋高判平成21年12月24日 最高裁HP
平成20年(ホ)第244号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(一部認容の原判決変更、認容部分拡張)

1. クリッピング術を施行したが、誤ってクリップを前交通動脈に掛けてしまったことから、そのやり直しのために行われた2回目の手術中に、脳動脈瘤が破裂し、テンポラリークリップによる血流遮断を行ったところ、術後、患者に新たな脳梗塞が生じたり、術前よりも脳梗塞の範囲が拡大し、意識障害、右上下肢麻痺、左下肢麻痺の後遺障害が残った場合において、患者の後遺障害の主な原因は2回目の手術操作であるとされ、担当医師が1回目の手術において注意義務を尽くしていれば、2回目の手術が行われることはなく、患者の後遺障害の程度は、くも膜下出血による一次脳損傷の、より軽微なものであったと推認できるとして、後遺障害による損害(逸失利益、慰謝料、付添看護費用の合計約1億4900万円)のうち、1割に相当する部分と弁護士費用について賠償請求が認容された事案。

2. 原判決は、説明義務違反に基づく損害賠償請求部分のみ認容していた。

(7) 東京地判平成20年3月28日 判例タイムズ1276号323頁
平成18年(ワ)第22568号 不当利得返還請求事件(認容・控訴)

原告は、被告ら4名からホテルの展示会等で和装品を多数回にわたりクレジットを利用して購入したが、購入品はいずれも指定商品に該当するところ、各売買契約書には特定商取引法において求められる記載事項が記載されていなかったとしてクーリングオフを主張し、Yらに対し不当利得返還請求を求めた事案において、Yらが、指定商品を購入したホテル等の展示場は、店舗に類するものであることから(特定商取引法2条、省令1条4号)、クーリングオフの適用対象外である等を主張して争った。本判決は、本件各取引は、形式的には店舗に類する場所において販売されたといえるが、XはY1の販売員に迎えに来てもらい、展示会場に同行し食事の提供を受けるなど、自由に商品を選択できる状況になかったとして、店舗に類する場所にあたることを否定し、原告のクーリングオフの主張を認めその請求を認容した。

(8) 名古屋地判平成20年3月28日 判例タイムズ1293号172頁
平成17年(ワ)第1243号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成17年(ワ)第2234号 損害賠償請求事件(第2事件)、平成19年(ワ)第849号 損害賠償請求事件(第3事件)
(請求棄却・控訴(後控訴棄却))

本件は、被告の提供するオークションサイトにて詐欺の被害にあった原告らが、被告に対し、被告の提供するオークションシステムには、詐欺被害を生じさせないシステムの構築義務違反があったとして債務不履行、不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。本判決は、利用契約においては、信義則上、被告に一般的な義務として「欠陥のないシステムを構築してサービス提供すべき義務」があるが、具体的な義務内容については、社会情勢、関連法規、技術水準、システム構築及び維持管理に要する費用、システム導入による効果、利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべきであるとし、被告は詐欺被害の防止に向けた注意喚起を時宜に沿って行っていたと認められ、その余の原告が主張する具体的義務(第三者機関による信頼性評価システムの導入、利用者に対する出品者情報の提供・開示等)については、これらを被告に要求することは困難であるから認められないとし、原告らの請求を棄却した。

(9) 東京地判平成20年11月10日 判例時報2055号79頁
平成19年(ワ)第27392号 違約金請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

Xは平成19年4月23日、本件土地建物をYに売却することとし、Yは同月27日、売買代金を3億9565万円とする買付証明書を交付したため、その後契約締結の交渉を進め、配水管移設、駐車場の解約をするなどしたが、同年8月20日、Yが不動産市況が悪化したことを理由に売買契約を中止する旨通告したため契約が不成立となった。そこでXはYに契約準備段階における信義則上の注意義務違反(契約締結上の過失)があるなどとし、債務不履行又は不法行為に基づき、Yに対して、損害賠償を請求した。本判決は、XにはYとの間で売買契約が確実に締結されることには合理的な理由があり、Yにはかかる期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努める義務があった、中止は不動産市況の悪化を理由とするものであり、それ自体は外部的事情であるが、その悪化によるリスクは契約当事者双方がそれぞれの立場において負担処理すべき内部事情であって契約の成立に努める義務を免除するような正当な理由とはいえない、などと判断しYに不法行為責任を認めXの請求の一部を認めた。

(10) 大阪地判平成20年12月26日 判例タイムズ1293号185頁

平成18年(ワ)第5350号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

本件は、原告が、被告らと共同で執筆し医学雑誌に投稿した論文について、(1)被告らが記者会見を開いて原告が論文のデータの重複を一部意図的に行ったことを認めたと発表した、(2)論文の基礎となる実験に用いられた遺伝子組み換えマウスが当初から存在しなかった可能性がある等と発表したことにより、名誉が毀損されたとして、不法行為に基づき慰謝料等を請求した事案である。本判決は、(1)(2)はそれぞれ原告の社会的評価を低下させる名誉毀損行為に該当するが、それらはいずれも真実である(なお、(2)については「可能性がある」こと自体が真実性の立証の対象である)と認定し、いわゆる真実性の抗弁によって違法性を阻却し、請求を棄却した。

【商事法】

(11) 最二判平成21年12月18日 裁判所HP

平成21年(受)第629号 損害賠償請求事件(破棄差戻し)

商品取引員の従業員は、信義則上、専門的知識のない委託者に対し、売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉の建玉を繰り返す取引手法(以下「本件手法」という。)を用いている商品の先物取引の受託前に、本件手法を用いていること及び本件手法は商品取引員と委託者との間に利益相反関係が生ずる可能性の高いものであることを十分に説明すべき義務を負う。

(理由)

商品先物取引は、相場変動の大きい、リスクの高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であること、商品取引員が、委託者に対し、投資判断の材料となる情報を提供し、委託者が、上記情報を投資判断の材料として、商品取引員に対し、取引を委託するものであるのが一般的であることは、公知の事実であり、委託者の投資判断は、商品取引員から提供される情報に相応の信用性があることを前提にしているというべきである。そして、商品取引員が本件手法を用いている場合に取引が決済されると、委託者全体の総益金が総損金より多いときには商品取引員に損失が生じ、委託者全体の総損金が総益金より多いときには商品取引員に利益が生ずる関係となるのであるから、本件手法には、委託者全体の総損金が総益金より多くなるようにするために、商品取引員において、故意に、委託者に対し、投資判断を誤らせるような不適切な情報を提供する危険が内在することが明らかである。そうすると、商品取引員が本件手法を用いていることは、商品取引員が提供する情報一般の信用性に対する委託者の評価を低下させる可能性が高く、委託者の投資判断に無視することのできない影響を与えるものというべきである。

(12) 最二判平成21年12月18日 裁判所HP

平成21年(受)第233号 損害賠償等請求事件(破棄差戻し)

Xの取締役であったYが取締役退任に際し支給を受けた退職慰労金について、Xが、株主総会の決議が存在しないことなどを理由に、Yに対し、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき上記退職慰労金相当額の支払を求める事案において、Xの請求が信義則に反せず権利の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

Yに対し退職慰労金を支給する旨の株主総会の決議等が存在しない以上は、Yには退職慰労金請求権が発生しておらず、Yが本件金員の支給を受けたことが不当利得になることは否定し難い。しかし、Xにおいては、従前から、退任取締役に対する退職慰労金は、通常は、事前の株主総会の決議を経ることなく、支給されており、発行済株式総数の99%以上を保有する代表者が決裁することによって、株主総会の決議に代えてきた。そして、Yが、弁護士を通じ、本件内規に基づく退職慰労金の支給をするよう催告をしたところ、その約10日後に本件金員が送金され、Xにおいてその返還を明確に求めたのは、送金後1年近く経過した日であったというのであるから、Yが、本件送金の担当者と通謀していたというのであればともかく、本件送金についてX代表者の決裁を経たものと信じたとしても無理からぬものがある。また、X代表者が、催告を受けて本件送金がされたことを、その直後に認識していたとの事実が認められるのであれば、X代表者において本件送金を事実上黙認してきたとの評価を免れない。さらに、Yは、Yが従前退職慰労金を支給された退任取締役と同等以上の業績を上げてきたとの事実も主張しており、上記各事実を前提とすれば、Yに対して退職慰労金を不支給とすべき合理的な理由があるなど特段の事情がない限り、XがYに対して本件金員の返還を請求することは、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである。このことは、X代表者が、Yに対し、本件内規に基づく退職慰労金を支給する旨の意思表示をしたと認めるに足りず、Xが民事再生手続開始の決定を受けているとしても、異なるものではない。そうすると、上記催告を受けて本件金員が送金されたことについてのX代表者の認識やYの業績等の事実について審理判断せず、上記特段の事情の有無についても審理判断しないまま、X代表者が本件内規に基づく退職慰労金を支給する旨の意思表示をしたと認めるに足りず、Xが民事再生手続開始の決定を受けていることのみを説示して、本件請求が信義則に反せず、権利の濫用に当たらないとした原審の判断には、審理不尽の結果、法令の適用を誤った違法があるといわざるを得ず、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。

(13) 大阪地判平成20年4月18日 判例タイムズ1276号256頁

平成16年(ワ)第4762号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴) 監査法人トーマツに対するナナボン粉飾決算事件判決

被告監査法人が、被監査会社である再生会社の平成10年3月期から平成13年3月期の各決算期において、再生会社が架空工事の工事代金を売上として計上するなどの粉飾決算を行っていたにもかかわらず、これを発見せずに漫然と監査を行い、必要な監査手続を実施せずに適法ないし適正意見を発したとして、再生会社の管財人が原告となって監査契約の債務不履行に基づき株主への違法配当及び社外流出金の合計10億円余りの損害賠償を請求した事案において、本判決は、管財人は、再生債務者たる会社と同一の立場にある者ではなく、管財人が監査人の監査契約上の責任を追及することは、むしろ株主や債権者の利益にかなうことで、特に本件では、再生債務者は解散しており会社として存続されることもないことを考慮すると、管財人による本件請求はクリーンハンズの原則に反するものではないとしたが、被告が被監査会社が組織ぐるみで行った架空工事代金を売上として計上するなどの粉飾決算を発見できなかったことについて、本件では本来確実な入金が見込めるはずの公共工事での支払遅延という不自然な点があり、工事の実在性について追加監査手続を

実施しなかったことが監査契約に基づいて行うべき「通常実施すべき監査手続」を満たしているとはいえず、被告の監査手続には過失が認められるとして、管財人からの請求に対し、再生会社が民事再生手続を申し立てる直前の平成13年3月期における違法配当金に再生会社が自ら粉飾決算を行った点を重視して約8割の過失相殺を行なった金額(1715万0779円)の支払いが認められた。

【知的財産】

(14) 知財高判平成20年6月30日 判例時報2056号133頁
平成19年(行ケ)第10293号 審決取消請求事件(認容(確定))

チョコレート等を指定商品とする4種類の魚介類の形を表した板状のチョコレートの形状についての立体商標の登録出願について、商標法3条1項3号に該当するとは認めがたいことに帰するから、同規定に該当するとなした請求不成立審決は、同規定の解釈、適用を誤ったものである。

(理由)

本願商標は、直方体の板状のチョコレートの上部を4つの区画に区切り、車エビ、貝殻、竜の落とし子、ムラサキガイの図柄を立体的に配列し、マーブル模様を施した標章であり、原告が、製造販売するチョコレートの商標とする意図のもとに創作したものであるから、チョコレート菓子等の取引において「必要適切な表示としてなんびともその使用を欲する」とか、それ故に「特定人によるその独占使用は公益上適当としないもの」(独占不適格商標)には該当しない。また、本願商標は新規であり類似した標章の存在も認められず、当該商標が付された菓子を購入した一般消費者が、次の購入を検討する際の標識とするに足りる程度に充分特徴的であり、自他商品識別力が欠如しているともいえない。

(15) 知財高判平成21年12月15日 裁判所HP

平成21年(ワ)第10006号 不正競争仮処分申立却下決定に対する抗告事件(原審・東京地方裁判所平成21年(ヨ)第22011号)

本件著作物の日本以外の国における独占的利用権の許諾を相手方から受けたAから同利用権を譲り受けたと主張する原告人が、相手方が国内の映像事業関係者に対し相手方書面を送付した行為が不正競争防止法2条1項14号の「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当することを前提に、相手方に対し、不正競争防止法3条に基づく本件独占的利用権の利用妨害行為の差止請求権として、差止等を求める仮処分申立事件で、原決定は、相手方の相手方書面の送付行為が不正競争防止法2条1項14号所定の「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当しないと、同法3条に基づく差止請求権は認められないとして、本件申立てを却下したため、原告人は、原決定を不服として本件抗告を提起した事案で、本件の準拠法が争点となった。

原告人の主張に係る差止請求権については、通則法に明文の規定がないが、通則法17条から「不法行為」を原因として法の適用が問題となる場合であると解するのが相当であるから、日本国外における本件対象行為の差止めが認められるか否かについては、「加害行為の結果が発生した地」として、本件対象行為の結果が発生する当該外国となるが、原告人及び相手方も我が国に本店所在地を有する日本法人であること、日本国外における本件対象行為についても、相手方が日本国内においてその意思決定を行うものと考えられること、国外における本件対象行為によって当該外国において結果が発生したとしても、その結果は日本国内の原告人に対して影響を及ぼすものであることなどの事情に照らすと、明らかに当該外国よりも我が国が密接な関係がある他の地ということが出来るから、通則法20条により、その準拠法は日本国法と解するべき、として、本件抗告は棄却された。

(16) 知財高判平成21年12月17日 裁判所HP

平成21年(ネ)第10036号 特許権業務委託料等請求控訴事件(原審・東京地裁平成19年(ワ)第28849号)

ディーゼルエンジンの排気ガスの規制に合致する粒子状物質(PM)削減装置を製造販売すべく、一審原告たる被控訴人が技術情報及び発明を提供し、一審被告たる控訴人がこれに要する資金捻出と製造販売を行う等として、控訴人と被控訴人が(1)特許実施許諾及び技術援助契約並びに(2)試験研究及び技術指導業務委託契約を締結していたところ、被控訴人が控訴人に対し、上記(1)の本件許諾契約に基づく実施許諾料と、上記(2)の本件業務委託契約に基づく業務委託料の各支払を求めたが、原審の東京地裁は、控訴人の主張を全て排斥して被控訴人の請求を全部認容したため、これに不服の控訴人が本件控訴を提起した事案。

被控訴人の開発した八都府市条例に対応する「W-1」は既に指定を受け、自動車N0x・P・M法に対応する「W-2」の開発についても、後に国土交通省から認可を得ている。これらは、被控訴人が本件業務委託契約に基づく受託業務を遂行したことを示しているということが出来るが、「W-1」には、冷温時に排気ガスのすすがフィルターにすぐに目詰まりするという欠陥があったのであり、「W-2」についても同様の欠陥があったことを知りながら、本件業務委託契約を継続して業務委託料を支払っており、被控訴人による研究開発に特段の異議を述べたとも認められないのであるから、業務委託料の請求が権利濫用になるということはできないので、本件業務委託契約に基づく業務委託料(月額1155万円)の合計4620万円の支払を求める部分は理由があると判断し、原判決を変更した。

(17) 知財高判平成21年12月25日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10131号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

明細書の要旨の変更について規定する改正前の特許法41条の「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内」とは、当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、「明細書又は図面に記載した事項の範囲内」においてするものということができるところ、必ずしも明細書又は図面に直接表現されていない場合でも、明細書又は図面の記載から自明である技術的事項であれば、特段の事情がない限り、「新たな技術的事項を導入しないものである」と認めるのが相当である。そして、そのような「自明である技術的事項」には、その技術的事項自体が、その発明の属する技術分野において周知の技術的事項であって、かつ、当業者であれば、その発明の目的からみて当然にその発明において用いることができるものと容易に判断することができる。その技術的事項が明細書に記載されているのと同視できるものである場合も含むと解するのが相当である。

本件において、仮に、当初明細書等には、「押圧部材と装置本体との螺合されていない態様」あるいは「螺合以外の手段によって移動可能」とすることが直接表現されていないかつたとしても、それが、出願時に当業者にとって周知の技術的事項であって、かつ、当業者であれば、その発明の目的からみて当然にその発明において用いることができるものと容易に判断することができるものであったならば、本件補正は、要旨変更には該当しないといふべきである。

(18) 知財高判平成22年1月14日 裁判所HP

平成20年(行ケ)第10235号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

審決は、実施例4の記載からは、訂正後の請求項1に記載された空調用又はヒートポンプの冷媒としての共沸混合物様組成物について、すべての範囲に渡ってCOP(成績係数、特定の加熱・冷却サイクルにおける冷媒の相対的な熱力学効率を表す)等の性能が同等又は優れているとはいえず、また他に具体的な性能評価の記載もないから、本件訂正明細書には、本件発明について当業者が実施することができる程度に発明の目的、構成及び効果が発明の詳細な説明中に記載されているとすることはできないとしている。

しかし、本件発明は、その組成範囲が限定された組成物であって、本件訂正明細書において、同組成物が共沸混合物様に挙動し、かつ、同組成物が空調用又はヒートポンプ用の冷媒として使用可能であることが開示されている。本件発明は、共沸混合物様に挙動する組成物の組成範囲を開示した点において既に新規性があるものであって、「すべての範囲に渡ってCOP等の性能が同等又は優れている」ことの開示が必要であるとまではいえない。

【民事手続】

(19) 東京高決平成21年4月30日 金法1887号140頁

平成21年(ラ)第570号 動産引渡請求権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件

債権者が債務者に対し、定期預金証書および印鑑につき引渡断行の仮処分を得た上、債務者が当該預金証書等を第三債務者である銀行の貸金庫に保管しているとして、当該仮処分の対象物のみでの引渡しを求める旨明示したうえで、債務者が有する貸金庫の内容物に対する引渡請求権の差押えを求めた事案。

原決定は、債権者が差押を求める請求権が貸金庫内の動産全体に対する包括的な引渡請求権であるのに対し、上記仮処分は特定の動産の引渡しを命じているにすぎず両者に同一性がないとして債権者の申立を却下したが、本決定は、第三債務者が債務者に対し負担する引渡義務が個々の動産の引渡義務に分割することができない以上、債権者の有する引渡請求権を実現するには、債務者が第三債務者に対して有する引渡請求権を差し押さえるほかに、債権者が受領を求める動産の範囲を明示している以上、債権者が有する請求権以上の利益を受けることも、債務者が不利益を被ることもないとして、原決定を取り消した。

(20) 大阪高決平成21年6月3日 金法1886号59頁

平成21年(ラ)第408号 担保権実行手続中止命令に対する抗告事件

民事再生手続が開始された債務者X(医療法人)が、将来債権を含む集合債権(診療報酬債権)の譲渡担保権の対象として譲渡した債権者Y(信用金庫)に対し、民事再生法31条1項に基づき中止命令を申し立てた事案である。

本決定は、集合債権譲渡担保権に対して民事再生法31条1項所定の担保権実行中止命令を発することの可否について、集合債権譲渡担保権に対しても、当該担保権の実行により再生債務者の事業に不可欠な財産が失われて事業再生が困難となり、再生債務者一般の利益に反する事態が起こり得ると想定できる場合には、民事再生法31条1項を類推適用して同項所定の担保権実行中止命令を発することができるとした。

また、担保権実行中止命令を発する場合の当該担保権に与える不当な損害の判断基準については、集合債権譲渡担保権に対する民事再生法31条1項所定の担保権実行中止命令を発する場合においては、担保権実行中止命令により再生債務者が債権を取り立てればその範囲で当該債権は消滅するが、新たに発生して譲渡担保権の対象に組み込まれる債権も存在するので、このような全体の状況を勘案して当該担保権者に不当な損害が生じるか否かを判断すべきであるとされた。

(21) 東京高決平成21年10月15日 金法1887号136頁

平成21年(ラ)第1670号 不動産引渡命令に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告事件

建物を占有している原告人に対する不動産引渡命令に対し、原告人が、買受人とは別会社に属するものが買受人の代理人と称して原告人らと立退交渉等を行っており、これが弁護士法72条等に抵触する違法なものであるなどと主張して、執行抗告をした事案。

抗告審は、本件不動産引渡命令の申立ては、相手方の従業員でもない別会社所属の者が書類作成業務を行ったにとどまらず、裁判所の許可を受けないまま、自ら代理と称して行ったものであることが明らかであるから、弁護士法72条及び民事執行法13条を潜脱する違法なものであり、このような違法な申立てに基づきなされた本件不動産引渡命令は取消しを免れず、本件申立て自体も却下を免れないとした。

【刑事法】

(22) 最二決平成21年12月7日 最高裁HP

平成20年(あ)第1678号 業務上過失致死被告事件(棄却)

人工の砂浜の砂層内に発生し成長していた空洞の上を移動中の被害者が、その重みによる空洞の崩壊のため生じた陥没孔に転落し埋没した事故について、砂浜の管理等の業務に従事していた者に予見可能性が認められた事例。

(事案)

コンクリート製のケーソンを並べて築造され、そのすき間の目地に取り付けられた防砂板により砂層の砂が海中に吸い出されるのを防止する構造になっていた人工砂浜で、防砂板が破損して砂が海中に吸い出されることによって砂層内に発生し成長していた空洞の上を被害者が小走りに移動中、その重みによる同空洞の崩壊のため生じた陥没孔に転落し、埋没したことにより発生した事故(本件事故)において、同砂浜の管理等の業務に従事していた被告人らに、本件事故発生についての予見可能性の有無が問題となった事案。

(判断)

被告人らは、本件事故以前から、南端付近の砂浜で繰り返し発生していた陥没を認識し、その原因が防砂板の破損による砂の吸い出しであると考えて対策を講じていたところ、南

側突堤と東側突堤(本件事故現場)とは、目地部に防砂板を設置して砂の吸い出しを防ぐ基本的な構造は同一で、本来耐用年数が約30年とされていた防砂板がわずか数年で破損していることが判明していたばかりでなく、実際には、本件事故以前から、各所で複数の陥没様の異常な状態が生じていたものである。

このような事実関係の下では、被告人らは、本件事故現場を含む東側突堤沿いの砂浜において、防砂板の破損による砂の吸い出しにより陥没が発生する可能性があることを予見することはできたものというべきである。

したがって、本件事故発生の予見可能性を認めた原判決は、相当である。

(23) 最一決平成21年12月8日 最高裁HP

平成20年(あ)第1718号 殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(棄却)

1. 裁判所は、特定の精神鑑定の意見の一部を採用した場合においても、責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる。

2. 精神医学者の精神鑑定における被告人が心神喪失の状態にあったとする意見は採用せず、責任能力の有無・程度については、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合考慮して、統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討し、被告人が心神耗弱の状態にあったと認定した原判決の判断手法に誤りはない。

(判断)

責任能力の有無・程度の判断は、法律判断であって、専ら裁判所にゆだねられるべき問題であり、その前提となる生物学的、心理学的要素についても、上記法律判断との関係で究極的には裁判所の評価にゆだねられるべき問題である。

したがって、専門家たる精神医学者の精神鑑定等が証拠となっている場合においても、鑑定の前提条件に問題があるなど、合理的な事情が認められれば、裁判所は、その意見を採用せずに、責任能力の有無・程度について、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる(最高裁平成18年(あ)第876号同20年4月25日第二小法廷判決外)。

そうすると、裁判所は、特定の精神鑑定の意見の一部を採用した場合においても、責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、上記事情等を総合して判定することができる。

原判決が、佐藤鑑定について、責任能力判断のための重要な前提資料である被告人の本件犯行前後における言動についての検討が十分でなく、本件犯行時に一過性に増悪した幻覚妄想が本件犯行を直接支配して引き起こさせたという機序について十分納得できる説明がされていないなど、鑑定の前提資料や結論を導く推論過程に疑問があるとして、被告人が本件犯行時に心神喪失の状態にあったとする意見は採用せず、責任能力の有無・程度については、上記意見部分以外の点では佐藤鑑定等をも参考にしつつ、犯行当時の病状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状態から推認される被告人の人格傾向等を総合考慮して、病的体験が犯行を直接支配する関係にあったのか、あるいは影響を及ぼす程度の関係であったのかなど統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討し、被告人は本件犯行当時は非弁別能力ないし行動制御能力が著しく減退する心神耗弱の状態にあったと認定したのは、その判断手法に誤りはなく、また、事案に照らし、その結論も相当であって、是認することができる。

(24) 最一決平成21年12月9日 最高裁HP

平成21年(し)第443号 保釈保証金の一部を没取する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

保釈された者について、刑訴法96条3項所定の事由が認められる場合には、刑事施設に収容され刑の執行が開始された後であっても、保釈保証金を没取することができる。

(事案)

保釈された者が確定判決に基づき刑事施設に収容された後においても保釈保証金を没取することができるとした原決定に対し、大阪高等裁判所昭和38年(く)第6号同年2月2日決定と相反する判断をしたとして抗告した事案。

(判断)

原決定が、上記判例と相反する判断をしたことは、指摘のとおりである。

しかし、刑訴法96条3項は、保釈された者について、禁錮以上の実刑判決が確定した後、逃亡等の事由が生じた場合には、検察官の請求により、保証金の全部又は一部を没取しなければならない旨規定しているが、この規定は、保釈保証金没取の制裁の予告の下、これによって逃亡等を防止するとともに、保釈された者が逃亡等をした場合には、上記制裁を科することにより、刑の確実な執行を担保する趣旨のものである。

このような制度の趣旨にかんがみると、保釈された者について、同項所定の事由が認められる場合には、刑事施設に収容され刑の執行が開始された後であっても、保釈保証金を没取することができるのと解するのが相当であり、これと同旨の原決定は正当である。

したがって、所論引用の判例を変更し、原決定を維持するのを相当と認めるから、所論指摘の判例違反は、原決定取消しの理由とならない。

(25) 東京高決平成21年6月23日 判例時報2057号168頁

平成20年(く)第94号 再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件 取消(確定) 足利事件再審請求即時抗告審決定

いわゆる「足利事件」の再審開始決定。

再審棄却決定に対する抗告審において、被告事件の証拠構造におけるDNA型鑑定の重要性及びDNA型鑑定に関する著しい理論と技術の進展の状況にかんがみ、弁護人申立にかかるDNA型の再鑑定が実施され、その結果、遺留品に付着した精液のDNAと申立人のDNAは異なるものであることが判明し、申立人が犯人ではない可能性が高く、申立人の自白についてもその信用性に疑問を抱かせるに十分な事実である、として、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当すると判示された事例。

【公法】

(26) 最三判平成22年1月19日 裁判所HP

平成21年(受)第96号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

XとYとの共有に係る不動産から生ずる賃料をYが単独で取得したとして、XがYに不当利得返還請求をしたのに対し、Yが、賃料収入のうちXに帰属する部分を含めYの不動産所得に係る収入金額に計上して所得税の確定申告をした結果、所得税等を過大に支払ったことが事務管理に当たるなどとして、事務管理に基づく費用償還請求権との相殺を主張して争う事案において、事務管理を認めた原審を破棄して、これを否定した第一審を支持した事例。

(理由)

所得税は、個人の収入金額から必要経費及び所定の控除額を控除して算出される所得金額を課税標準として、個人の所得に対して課される税であり、納税義務者は当該個人である。本来他人に帰属すべき収入を自己の収入として所得金額を計算したため税額を過大に申告した場合であっても、それにより当該他人が過大に申告された分の所得税の納税義務を負うわけではなく、申告をした者が申告に係る所得税額全額について納税義務を負うことになる。また、過大な申告をした者が申告に係る所得税を全額納付したとしても、これによって当該他人が本来負うべき納税義務が消滅するものではない。

したがって、共有者の1人が共有不動産から生ずる賃料を全額自己の収入として不動産所得の金額を計算し、納付すべき所得税の額を過大に申告してこれを納付したとしても、過大に納付した分を含め、所得税の申告納付は自己の事務であるから、他人のために事務を管理したということとはできず、事務管理は成立しないと解すべきである。このことは、市県民税についても同様である。

(27) 最大判平成22年1月20日 最高裁HP

平成19年(行ツ)第260号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件(破棄差戻し)

市が連合町内会に対し市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供している行為が憲法89条、20条1項後段に違反するかが争われた、空知太事件として報道されている案件である。

1. 違憲性の判断基準としては、「およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというのではなく、憲法89条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。」とされ、「本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったことが認められるものの」、「明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格、これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的な態様等にかんがみる」と違憲を免れないとされた事例。

2. 上記の違憲状態を解消するための他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて審理判断せず、釈明権を行使することもないまま、市長が神社施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(28) 最大判平成22年1月20日 最高裁HP

平成19年(行ツ)第334号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件(上告棄却)

市が町内会に対し無償で神社施設の敷地としての利用に供していた市有地を同町内会に譲与したことが憲法20条3項、89条に違反するかが争われた、富平事件として報道されている案件である。

神社施設の敷地は、当初は住民個人名義であったが、小学校教員宅を建設して欲しいとの部落会からの要望を受け、市が名義を取得した経緯がある。同敷地に於いては宗教的行為が行われており(最大判の認定)、政教分離違反の疑義がもたれかねないことが市の監査で指摘され、本件町内会(この前身が上記部落会であり、同部落会は本件敷地の実質的所有者であると認定されている)に無償譲与された経緯がある。

最大判に於いては、かかる経緯に鑑み、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律等の理念も参酌し、譲与が政教分離違反の疑義を解消するための手段として相当性を欠くとは言えない等として違憲の主張を排斥した。

(29) 名古屋高判平成20年4月17日 判例時報2056号74頁

平成18年(ネ)第499号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

1. 現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特借法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特借法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる。

2. 平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということが出来る。

3. 全証拠によっても、現時点において控訴人らの具体的権利としての平和的生存権が侵害されたものとまでは認められない。そうすると、控訴人らの本件派遣にかかる防衛大臣の処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するとはいえず、行政事件訴訟(抗告訴訟)における原告適格性が認められない。したがって、本件差止請求にかかる訴えが行政事件訴訟(抗告訴訟)であったとしても、不適法であることを免れられない。

4. 原判決は結論において正当であるから、控訴人らの本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

【社会法】

(30) 最一判平成21年12月17日 裁判所HP

平成20年(受)第1192号 損害填補金請求事件(その他)

自動車同士の衝突事故により後遺障害の残ったXが、加害車両の保有者が不明であるため、国(Y)に対し、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)72条1項前段に基づき、上記後遺障害による損害のてん補を求める事案において、被害者が自賠法73条1項に掲げる法令に基づき同法72条1項による損害のてん補に相当する給付に当たる年金の受給権を有する場合に、政府が同条項によりてん補すべき損害額は、支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めた年金の額を控除して、算定すべきである。

(理由)

自動車損害賠償保障事業による損害のてん補の目的とその位置付けに加え、他法令給付に当たる年金の将来の給付分に係る上記の調整規定が設けられていないことを考慮すれば、自賠法73条1項は、被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合には、政府は、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めて、その給付に相当する金額の限度で保障事業による損害のてん補をしない旨を定めたものと解するのが相当である。したがって、被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合において、政府が自賠法72条1項によりてん補すべき損害額は、支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めた年金の額を控除して、これを算定すべきである。

このように解しても、他法令給付に当たる年金の支給は、受給権者に支給すべき事由がある限りほぼ確実に行われるものであって(労災保険法9条等)、その支給が行われなくなるのは、上記事由が消滅し、補償の必要がなくなる場合や、本件のように傷病が再発し、傷病の治療期間中、障害年金額と同額の傷病年金が支給されることになる場合などに限られるのであるから、被害者に不当な不利益を与えるものとはいえない。

(31) 最二判平成21年12月18日 裁判所HP

平成21年(受)第440号 損害賠償請求本訴、同反訴事件(破棄差戻し)

美容室及び理容室を営むYに店長として雇用されていたXが、労働基準法(以下「労基法」という。)37条3項に基づく深夜割増賃金等の支払をYに対して求める事案において、「労働基準法41条2号のいわゆる管理監督者に該当する労働者であっても、同法37条3項に基づく深夜割増賃金の支払を請求することができる」として、原判決を破棄した事例。

(理由)

労基法37条1項は、使用者が労働時間を延長した場合においては、延長された時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならないことなどを規定している。他方、同条3項は、使用者が原則として午後10時から午前5時までの間において労働させた場合においては、その時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならない旨を規定するが、同項は、労働が1日のうちのどのような時間帯に行われるかに着目して深夜労働に関し一定の規制をする点で、労働時間に関する労基法中の他の規定とはその趣旨目的を異にするものと解される。また、労基法41条は、同法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、同条各号の一に該当する労働者については適用しないとし、これに該当する労働者として、同条2号は管理監督者等を、同条1号は同法別表第1第6号(林業を除く。)又は第7号に掲げる事業に従事する者を定めている。一方、同法第6章中の規定であって年少者に係る深夜業の規制について定める61条をみると、同条4項は、上記各事業については同条1項ないし3項の深夜業の規制に関する規定を適用しない旨別途規定している。こうした定めは、同法41条にいう「労働時間、休憩及び休日に関する規定」には、深夜業の規制に関する規定は含まれていないことを前提とするものと解される。

以上によれば、労基法41条2号の規定によって同法37条3項の適用が除外されることはなく、管理監督者に該当する労働者は同項に基づく深夜割増賃金を請求することができるものと解するのが相当である。

(32) 最二判平成21年12月18日 裁判所HP

平成20年(受)第1240号 地位確認等請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

いわゆる偽装請負の場合における請負人Cの従業員Xが注文者Yとの間に雇用契約関係が黙示的に成立していたとして、Yに対し、雇用契約上の権利を有することの確認等を請求している事案において、YとXとの間の雇用契約が成立していたとは、認められないとされた事例。

(理由)

仮に労働者派遣法に違反する労働者派遣が行われた場合においても、労働者派遣法の趣旨及びその取締法規としての性質、派遣労働者を保護する必要性等にかんがみれば、特段の事情のない限り、派遣労働者Xと派遣元Cとの間の雇用契約が無効になることはない。

YはCによるXの採用に関与していたとは認められず、XがCから支給を受けていた給与等の額をYが事実上決定していたとの事情もうかがわれず、かえって、Cは、配置を含むXの具体的な就業態様を一定の限度で決定し得る地位にあったものと認められるのであって、YとXとの間において雇用契約関係が黙示的に成立していたものと評価することはできない。

(33) 名古屋地判平成19年10月25日 判例タイムズ1276号298頁

平成16年(ワ)第4788号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

原告会社(貸コンテナ事業等を営む)の代表取締役Yが、在任中に競業会社を設立して競業行為を行ったことが、旧商法264条(現会社法356条)の競業禁止義務違反、忠実義務違反又は不法行為に該当するとし、原告会社がY及び競業会社に対し、主位的には委任契約又はその類推による競業会社が設置した貸コンテナの引渡し等を、予備的には競業禁止義務違反等による損害賠償を求めた事案において、本判決は、主位的請求について、会社は取締役が競業禁止義務に違反して行った取引の目的物の引渡しを求めるとはできないとして棄却したが、予備的請求については、Yの競業禁止義務違反を認め、損害額として、競業会社が利益を得たとは認められないものの、Yが競業会社の役員報酬として得ていた金額に、Yの同居家族が競業会社の役員報酬として得ていた金額の6割を加算した金額を、Yが得た利益の額と評価して、旧商法266条4項(現会社法423条2項)により、原告会社の損害額と算定して、原告会社のYに対する請求の一部を認めた。

(34) 東京地判平成20年11月26日 判例タイムズ1293号285頁

平成20年(ワ)第853号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

本件は、原告の元従業員である被告が、退職後、競業会社に就職し、原告在職中に得た商品の仕入先情報を利用して業務を行っているとして、原告が被告に対し(1)不正競争防止法違反、(2)原告被告間の秘密保持合意違反、(3)原告被告間の競業禁止合意違反を理由に損害賠償を求める等した事案である。本判決は、(1)同法における「営業秘密」に当たるか否かは当該情報にアクセスした者が営業秘密であると認識できるようにされているか、アクセスできる者が制限されているか等を判断要素とし、本件はこれに当たらない、(2)退職後の従業員の秘密保持契約は職業選択の自由の保証の観点からその義務の範囲を限定的に解釈するのが相当であり、本件では対象となる情報の具体的定義等がなく、被告が仕入先情報が営

業秘密であると認識できるような状況に置かれていなかったのだから秘密保持義務を課すことは被告の予測可能性を著しく害し不合理であり、同義務の対象とならない。(3)競業禁止義務の合意は従業員の就職及び職業活動それ自体を直接制約するものであるからその範囲を必要最小限度の内容に限定して効力を認めるのが相当であり、従業員の地位、職務内容等が内容確定のために重視すべき要素で、本件では被告の競業会社における業務は同合意の対象に含まれないとし、原告の請求をいずれも棄却した。

(35)福岡地裁久留米支部決平成21年3月27日 判例時報2057号126頁
平成20年(コ)第23号 事務所使用禁止等仮処分命令申立事件 一部認容、一部却下(一部即時抗告、一部保全異議申立)

久留米市内の対象建物の近隣に居住ないし就業している者らが、対象建物が暴力団組事務所等として使用されていることにより人格権を侵害されていると主張し、対象建物の暴力団組事務所等としての使用差止等を求めた事案において、対象建物3棟のうち2棟は空き家となっている以上被保全権利が認められないとして却下されたが、現に暴力団組事務所等として使用している1棟に関しては、発砲事件等によって侵害される可能性がある人格権を被保全権利として、対象建物の場所から500mの範囲内に居住・就業する者について疎明があると認められ、発砲事件等の発生が十分に予想され、生命・身体が害される可能性があるとして保全の必要性も認められ、使用差止が認められたとともに、さらに例外的に1年間の執行官保管も命じられた事例。

【紹介済判例】

東京高判平成19年7月31日 判例タイムズ1276号204頁
平成19年(行コ)第23号 各不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(変更・上告、上告受理申立)

→法務速報83号38番で紹介済み

東京地判平成19年9月13日 判例タイムズ1276号311頁
平成19年(ワ)第6415号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

→法務速報77号8番で紹介済み

大阪地判平成20年3月14日 判例タイムズ1276号109頁
平成18年(行ウ)第48号 不納付加算税賦課決定処分取消請求事件(一部認容・控訴)

→法務速報96号33番で紹介済み

最二判平成21年4月17日 判例時報2055号35頁
平成20年(行ヒ)第35号 住民票不記載処分取消等請求事件 原判決変更 取消請求部分却下 賠償請求部分棄却

→法務速報96号30番で紹介済み

知財高判平成21年7月2日 判例時報2055号130頁
平成21年(行ケ)第10052号 審決取消請求事件 認容(確定)

→法務速報99号15番で紹介済み

最二判平成21年7月3日 判例時報2057号16頁
平成19年(受)第1538号 賃料等請求事件 破棄自判

→法務速報99号17番で紹介済み

最三判平成21年7月7日 判例時報2055号44頁
平成19年(行ヒ)第170号 公金不当利得返還等請求事件 破棄差戻

→法務速報96号28番で紹介済み

最判平成21年7月9日 判例時報2055号147頁
平成20年(受)第1602号 損害賠償請求事件 破棄自判

→法務速報99号11番で紹介済み

最一判平成21年7月9日 判例時報2057号3頁
平成19年(行ヒ)第270号 行政文書部分公開決定処分取消請求事件 破棄自判

→法務速報99号29番で紹介済み

最一小判平成21年7月9日 金法1887号111頁
平成20年(受)第1602号 損害賠償請求事件

→法務速報99号11番で紹介済み

最二判平成21年7月10日 判例時報2056号46頁
平成19年(行ヒ)第28号 更正すべき理由がない旨の処分取消請求事件(一部破棄自判、一部棄却)

→法務速報99号30番で紹介済み

最二判平成21年7月17日 判例時報2056号61頁
平成19年(受)第315号 自動車代金等請求事件(一部破棄自判、一部棄却)

→法務速報99号2番で紹介済み

最一決平成21年8月12日 金法1887号108頁
平成20年(許)第49号 債権仮差押命令保全異議申立てについての決定に対する保全抗告棄却決定に対する許可抗告事件

→法務速報100号10番で紹介済み

最二判平成21年9月11日 金法1886号50頁
平成19年(受)第1128号 貸金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件

→法務速報101号3番で紹介済み

最二判平成21年9月11日 金法1886号50頁
平成21年(受)第138号 不当利得返還請求事件
→法務速報101号4番で紹介済み

2. 平成22(2010)年1月23日までに成立した, もしくは公布された法律
なし。

3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

佐瀬正俊/良永和隆/角田伸一編 ぎょうせい 5800円
民法(債権法)改正の要点 改正提案のポイントと実務家の視点

佐藤敏昭 成文堂 312頁 3990円
監査役制度の形成と展望 大規模公開会社における監査役監査の課題

吉川達夫/森下賢樹編著 雄松堂出版 219頁 3465円
ライセンス契約のすべて 実務応用編
交渉から契約締結までのリスクマネジメント

中央総合法律事務所/君澤君律師事務所編 金融財政事情研究会 362頁 4620円
中国における金融取引の理論と実務・・・★

伊藤滋夫 総括編集 青林書院 361頁 4410円
民事要件事実講座 第6巻 民法学と要件事実論との協働

4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

山田哲也 東京大学出版会 304頁 4830円
国連が創る秩序 領域管理と国際組織法

梁瀬和男 同友館 269頁 1890円
企業不祥事と奇跡の信頼回復 消費者庁設置と消費者重視経営を目指して

水谷規男/上田信太郎/山口直也/本庄武編 成文堂 466頁 10500円
刑事法における人権の諸相 福田雅章先生古稀祝賀論文集

比嘉康光 成文堂 271頁 5565円
ドイツ少年刑法の研究

後藤光男編著 成文堂 381頁 3360円
人権保障と行政救済法・・・★

高岡健編著 明石書店 280頁 1890円
少年事件心は裁判でどう扱われるか 弁護士と児童精神科医の対話

5. 発刊書籍の解説

・中国における金融取引の理論と実務
今後我が国の事業家が金融取引を行う機会も増えていくであろう中国の法制, 及び実務上で留意すべき点を網羅している。
本書は現地の実務家との共著であり, 実務上で問題になりやすい点をケース毎にわけて丁寧かつ詳細に解説している。

・人権保障と行政救済法
行政訴訟法上の重要な論点について, 人権保障という観点から個別的に考察して論じている。
参考文献の引用のみでなく, 各引用論文に関連する文献についても書評をつけて数多く紹介している。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
